

玉村町電子入札運用基準

1 趣旨

玉村町がぐんま電子入札共同システム（以下「本システム」という。）を用いて行う入札及び入札に関連する事務取扱について、地方自治法、同法施行令、その他の関係法令及びその他別に定めるもののほか、必要な事項を定める。

2 適用範囲

この基準は、電子入札で行うものとして、あらかじめ玉村町が指定する調達案件（以下「電子入札案件」という。）に適用する。

3 用語の定義

この運用基準において用いる用語の定義は次のとおりとする。

(1) 協議会

本システムを開発し、運営する主体である「群馬県 CALS/EC 市町村推進協議会」のことをいう。

協議会は、群馬県と県内市町村が、CALS/EC（公共事業等支援統合情報システム）の円滑な推進に向けて、相互に連携することを目的として設立された。

(2) 利用者

本システムを利用する個人又は法人をいう。

(3) ぐんま電子入札共同システム

玉村町が発注する調達関連業務を行うための情報システムをいう。

本システムは次のサブシステムから構成される。

① 電子入札システム

入開札及びこれに付随する事務を電子的に執行するためのシステム

② 入札参加資格受付システム

入札参加資格申請及びその受付を電子的に行うシステム

③ 入札情報公開システム

発注案件情報、開札結果及び入札参加資格者名簿等を電子的に公開するシステム

(4) 電子入札

本システムを使用して、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する入開札に関わる業務をいう。

(5) 紙入札

本システムを使用しないで、従来の紙による入札書を使用した入開札に関わる事務をいう。

(6) ICカード

電子署名法及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき、主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行する電子証明書が格納された電子入札用ICカードをいう。

(7) ID／パスワード

本システムが、利用者を特定するために発行するID／パスワードをいう。

協議会は、玉村町の職員に対して本システムの利用の権限に応じたID／パスワードを発行す

る。

協議会は、入札参加資格者名簿に登録された業者に対して、入札参加資格申請を行うための入札参加資格申請用と、入札に参加するための入札用の2種類のID/パスワードを発行する。

(8) 発注担当者

玉村町において、発注にかかる業務を担当する者をいう。

(9) 受注者

本システムを用いて入札を行う者及び入札参加資格申請を行う者をいう。

4 電子入札による調達案件の取り扱い

発注担当者は、電子入札案件については、4-1から4-2に示す場合を除いては、入札に参加する者又は入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）の紙入札による参加を認めないこととする。発注担当者は、入札参加者が紙入札による参加を希望する場合は、紙入札参加申出書（様式1号）を入札書受付締切日時までに提出させなければならない。

また、発注担当者は4-3に示す場合は、入札参加者に対し紙入札による参加に変更できるものとし、変更した場合は紙入札移行通知書（様式2号）により変更となる入札参加者に対し通知をしなければならない。

なお、いずれの場合も入札参加者が既に本システムにおいて入札書を提出済みの場合であっても、該当の入札書は開札しないものとする。

4-1 当初から紙入札での参加を認める基準

- (1) ICカードが失効、閉塞、破損、登録内容の変更等で使用できなくなり、ICカード再発行の申請（準備）中の場合
- (2) その他、発注担当者がやむを得ない事由であると判断した場合

4-2 電子入札から紙入札への変更を認める基準

1 4-2に示す場合

4-3 発注担当者の責による紙入札への変更の基準

- (1) 発注担当者の錯誤により、電子入札案件に参加できない者を電子入札案件に指名した場合
- (2) 1 4-1に示す場合で、発注担当者が紙入札による執行が必要であると判断した場合

5 調達案件の設定等

5-1 各受付期間等の時間設定

発注担当者が本システムに発注案件に登録する場合は、以下に示す基準により各受付期間等の時間設定を行うこととする。

- (1) 入札書受付締切日時は、開札予定日の前日の午後5時を基準とする。
- (2) 建設業法（昭和24年法律第100号）第20条に定める期間については、指名の通知又は入札の参加資格確認結果の通知を行った日の翌日から入札書受付締切日までの期間とする。
- (3) 内訳書開封予定日時は、事前準備に要する最低時間を勘案して時間設定をする。
- (4) 入札書受付開始の日は、入札書受付締切日の2日前を基準とする。
- (5) その他の期間等日時の設定にあたっては、各入札方式とも従来の紙入札における運用に準じて設定するものとする

5-2 入札説明書等の電子ファイルの形式

- (1) 発注担当者は、本システムに入札説明書等を電子ファイルで添付する場合は、原則として、書き換えのできないPDF（ACROBAT3以降のバージョン）により作成することとする。

(2) 工事費積算内訳書（以下「内訳書」という。）、申請書等の入札参加者が提出のために、編集を要する場合については、次の電子ファイルの形式により作成することとする。

- ① Microsoft Word : Word2003 形式以前で、発注担当者が認めたバージョンで保存
- ② Microsoft Excel : Excel2003 形式以前で、発注担当者が認めたバージョンで保存
- ③ テキストファイル : 拡張子 T X T 又は C S V（カンマ区切り）

(3) 電子ファイルの圧縮を行う場合は、ZIP 又は LHA 形式を使用することとするが、自己解凍方式は使用しないものとする。

(4) 一連の作業を自動化する機能（マクロ等）をもつプログラムを使用しないものとする。

5-3 公告日、公表日以降の調達案件登録情報の修正

告示日又は公表日以降において、調達案件登録情報について錯誤が認められ修正する必要がある場合は、発注担当者は以下の手順により速やかに再登録を行うものとする。

(1) 既に登録している修正が必要な調達案件には参加できないよう、以下の措置をとる。

- ① 修正する調達案件に対して参加資格確認申請が行われるのを防ぐため、参加資格確認申請締切日時を受付開始日時の 1 分後に変更する。
- ② 件名に修正登録を行い、修正する調達案件である旨を入札参加者に示す。

(2) 修正した調達案件とは別に、正規の調達案件を新規登録する。

6 参加資格確認申請等

発注担当者は、電子入札発注案件において一般競争入札方式、条件付一般競争入札方式により発注した場合は、参加を希望する者（以下「入札参加希望者」という。）に対して、原則として本システムによる参加資格確認申請等を求めることとする。

6-1 関係書類の電子ファイルの形式

(1) 発注担当者は、入札参加希望者又は入札参加者（以下「入札参加者等」という。）に対し本システムにより電子ファイルの提出を求める場合は、原則として書き換えのできない PDF（ACROBAT3 以降のバージョン）による作成を求めることとするが、必要に応じて次のアプリケーションソフト及びファイルの形式についても認めることができることとする。

- ① Microsoft Word : Word97 形式以降で、発注担当者が認めたバージョンで保存
- ② Microsoft Excel : Excel97 形式以降で、発注担当者が認めたバージョンで保存
- ③ 画像ファイル : JPEG 形式、GIF 形式、TIFF 形式

(2) 電子ファイルの圧縮を認める場合は、ZIP、LHA 形式を指定することとするが、自己解凍方式は認めないこととする。

(3) 一連の作業を自動化する機能（マクロ等）をもつプログラムの使用を認めないこととする。

6-2 本システムによらない関係書類の提出方法

発注担当者は、次に示す場合については、本システムによる提出ではなく郵送又は持参による提出を求めることとする。

- (1) 入札参加者等が提出する電子ファイルの容量により、本システムへの登録が困難な場合
- (2) 案件の内容により、本システムによる提出が困難又は適当でないと認められる場合

7 入札説明書・調達案件内容に対する質問回答

7-1 質問

発注担当者は、入札参加者等からの発注案件に関する質問は、質問書の持参又は電子メールによる提出により受け付けるものとする。

7-2 回答

発注担当者は、受け付けた入札参加者等からの質問に対する回答は、入札情報公開システムに掲載する質問回答書の閲覧により行うものとする。

8 入札書等

8-1 入札の辞退

入札書の提出を辞退する場合は、入札書の受付期間内に本システムにより辞退しなければならない。ただし、やむを得ない事由により発注担当者が認めた場合に限り、本システムを使用しない従来の紙による辞退届を提出することにより辞退できるものとする。

8-2 入札書未到達かつ連絡のない入札参加者の取り扱い

入札書受付締切日時になっても入札書が本システムのサーバーに未到達であり、かつ、入札参加者からの連絡がない場合は失格とする。

8-3 紙入札による場合

(1) 紙入札による場合は、入札書を封筒に封入し、かつ、封印のうえ入札書受付開始日時から入札書受付締切日時までの間に提出しなければならない。また、係る封筒の余白に、必ず「電子くじ番号（任意の3桁の数字）」を記載すること。

なお、代理人が入札書を提出する場合は、委任状を提出すること。

(2) 提出された入札書は、内容が対外的に漏洩することがないように、開札日時まで善良なる管理者の注意をもって保管するものとする。

8-4 入札書の無効等

発注担当者は、入札参加者から提出された入札書が入札金額等の必要な事項の入力を欠いている場合のほか、次に該当する入札の場合は無効とする。

(1) 内訳書の添付を必要とする案件の場合で、内訳書の添付がない場合

(2) 入札書が入札書受付締切日時以降に到着した場合

9 内訳書

(1) 案件により内訳書の提出を要する場合は、本システムによる提出を求めることとする。なお、内訳書の電子ファイルの形式は、6-1と同様とする。

(2) 提出された内訳書は、入札書受付締切日時後に内容を事前に確認することができるものとする。

(3) 事前に確認した内訳書は、内容が対外的に漏洩することがないように、開札日時まで善良なる管理者の注意をもって保管するものとする。

10 開札

発注担当者は、開札予定日時以降に本システムにより速やかに開札を行うこととする。

なお、紙により提出された入札書は、開札予定日時以降に立会人のもとで発注担当者が入札金額及び電子くじ番号を本システムに入力した後、速やかに開札を行うこととする。

10-1 立ち会い

(1) 発注担当者は、入札参加者が立ち会いを希望する場合は、それを認めなければならない。

(2) 開札に立ち会う者は、入札執行者の指示があるまで入札会場を退場することができない。

(3) 入札に立ち会う入札参加者がいない場合は、入札に関係のない職員を立ち合わせることとする。

10-2 電子くじの実施について

(1) 落札となるべき金額を入札した者（以下「落札候補者」という。）が複数あった場合の落札者の決定については、本システムによる電子くじにより決定するものとする。

(2) やむを得ない事情により電子くじを実施できない場合は、落札候補者がひくくじを実施する旨と対象者名、入札金額、実施日時、実施場所を本システム以外の確実な連絡方法（電話、FAX等）により当該案件の入札参加者全員に連絡し、くじを実施後に落札者決定通知書を入札参加者全員に交付するものとする。

1.1 入札参加者のICカード及びパスワード

1.1.1 電子入札に使用できるICカード

玉村町の電子入札に参加できる者は、玉村町の入札参加資格（以下「入札参加資格」という。）を有する者のうち、本システムにICカードの利用者登録が完了している者とする。

1.1.2 ICカードの名義

ICカードの名義は次のいずれかであること。

- (1) 入札参加資格者名簿に登録してある者の代表者
- (2) 入札参加資格者名簿に登録してある者の代表者から、入札及び契約に関する委任を受けている者

1.1.3 ICカードが失効した場合の取り扱い

本システムに利用者登録したICカードの名義人が、当該企業に属さないこととなった場合、ICカードの有効期限が終了した場合等により失効した場合は、当該ICカードによる電子入札への参加を認めない。

ただし、当該企業において登録している他の有効なICカードを用いて、電子入札に参加することができる。

1.1.4 権限のない者のICカードが使用された場合の取り扱い

入札及び契約権限のない者のICカードを使用して提出された入札参加申請書等又は入札書は、無効とする。

1.1.5 パスワードの管理について

- (1) 入札参加資格を有する者に対し、パスワードを適切に管理し、6箇月に1度更新するよう指導するものとする。
- (2) パスワードを失念した者には、パスワード再発行申立書（様式3号）により、遅滞なく再発行の手続きをとらせるものとする。

1.2 ウイルスの感染

- (1) 入札参加者等は、電子入札及び電子メールに使用するパソコンにウイルス対策用のアプリケーションソフトを導入のうえ、常に最新のパターンファイルを適用し、本システム及び電子メールへの添付の際に電子ファイルのウイルス感染のチェックを行うこととする。
- (2) 発注担当者は、提出された電子ファイルを直接閲覧等の操作をせずに、端末機に保存の後にウイルス感染のチェックを行ってから閲覧等の操作を行うものとする。
- (3) 提出された電子ファイルがウイルスに感染していることが判明した場合は、直ちに作業を中止し、情報セキュリティ管理者に報告するとともに、当該電子ファイルを提出した入札参加者等と関係書類の提出方法を協議することとする。また、当該参加者等に対し、ウイルス感染に至った経緯について報告させるとともに、再発防止の措置を講じるよう指導することとする。

1.3 不正行為等

入札参加者がICカード、ID/パスワードの不正利用、虚偽の入札参加資格申請・入札書の提出等不正な行為により入札を行った場合、その他本システムの不適切な使用を行った場合は、指名停止等

の適切な措置をとるものとする。

1 4 システム障害等について

1 4-1 発注担当者側のシステム障害

本システムのサーバ、ネットワーク及び関係機器・施設等、又は玉村町のネットワーク及び関係機器・施設等の障害により入開札業務が処理できない事が判明した場合は、その原因、復旧見込み等を調査検討して、入開札業務の延期、紙入札への移行などの処置を行うこととする。

この場合は、本システム以外の確実な連絡方法（電話、FAX等）により入札参加者に必要な事項を連絡するものとする。

1 4-2 入札参加者側の障害について

天災、電力会社の原因による広域的・地域的な停電、通信事業者（プロバイダを含む。）の原因によるネットワーク障害、その他やむを得ない事情により入札参加者が本システムによる入開札に参加できないことが判明した場合は、その原因、復旧見込み等を調査検討して、必要があれば入開札業務の延期、紙入札による参加などの処置を行うこととする。

この場合は、本システム以外の確実な連絡方法（電話、FAX等）により入札参加者に必要な事項を連絡するものとする。

附 則

この告示は、平成21年9月10日から施行する。

附 則

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

(あて先) 玉村町長

申し出者 住所又は所在地
商号又は名称
代 表 者

紙入札参加申出書

下記案件については電子入札対象案件となっておりますが、電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札での参加を申し出ます。

記

- 1 案件番号
- 2 案件名称
- 3 電子入札システムを利用できない理由

入札参加者 様

玉村町長

紙入札移行通知書

下記案件については電子入札対象案件となっておりますが、紙入札に移行することを通知します。

記

- 1 案件番号
- 2 案件名称
- 3 開札日時
- 4 開札場所
- 5 紙入札に移行する理由

群馬県 CALS/EC 市町村推進協議会長 あて

パスワード再発行申立書

ぐんま電子入札共同システムで使用するパスワードを失念したので、再発行を申し立てます。

業種 (右から選択してください)	建設工事 建設コンサル 物品・役務
業者番号 (不明な場合は空白で構いません)	
商号又は名称	
代表者名	印
所在地	〒
担当者名	
電話番号	
e-mail (ある場合)	

(注意事項です)

- ・ 返信用の**80円切手**を必ず同封してください。
- ・ 送付先は以下の住所です。
〒371-8570
群馬県前橋市大手町1-1-1 群馬県庁県土整備局監理課内
群馬県CALS/EC市町村推進協議会

※ 協議会で使用する欄です。記入しないでください。

切手の有無	受付日	送付日
有り・無し		